

答申(村上市上下水道料金の改定について)の結果について

1 答申(令和元年7月26日)

審議会に諮問された村上市上下水道料金の改定について、答申されました。

答申事項、審議の経過、審議会の開催状況、審議会委員名簿につきましては、「村上市上下水道料金の改定について(答申)」のとおりです。

2 答申からの変更理由及び内容

答申内容を担当課(水道局・下水道課)及び関係部署において協議した結果、1年間の激変緩和期間の設定と水道従量料金の一部変更を決定し、市議会に提案しました。

水道従量料金の変更理由については、「答申からの変更理由(水道従量料金)」のとおりです。

3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う変更

第1回定例会に提案した料金等改正議案は可決(3月19日)されましたが、4月以降の新型コロナウイルス感染症の影響による市内経済の状況等を勘案し、激変緩和期間に料金が上がる地域については、令和3年10月まで現行料金に据え置くことを市長専決により決定し、第2回定例会に報告、承認されました。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応については、厚生労働省、総務省などからの上下水道料金を含む公共料金に係る要請や近隣自治体の対応等を検討し、決定したものです。

4 料金改定内容について

上下水道料金の改定について、料金が下がる地域は、令和2年10月使用分から改定します。料金が上がる地域については、激変緩和期間を設けず、令和3年10月使用分から改定し、市内同一料金とする予定です。

各地区の改定内容については、「水道料金、下水道使用料改定内容(各地区)」のとおりです。